# 広島県教育委員会会議録

平 成 ２ ５ 年 ４ 月 １ ２ 日

広 島 県 教 育 委 員 会

# 広島県教育委員会会議出席者名簿

平成25年４月12日（金）　13：00開会
15：05閉会

1　出席委員

大野　徹
二宮　皓
佐藤　卓巳
細川　喜一郎
下﨑　邦明（教育長）

2　欠席委員

平谷　優子

3　出席職員

| | |
|---|---|
| 教育次長 | 木原　健 |
| 管理部長 | 樽谷　敏治 |
| 教育部長 | 佐藤　隆吉 |
| 参与 | 高田　英弘 |
| 総務課長 | 畦地　博之 |
| 教職員課長 | 諸藤　孝則 |
| 文化財課長 | 植田　千佳穂 |
| 学校経営支援課長 | 松岡　誠治 |
| 高校教育指導課長 | 古前　勝教 |
| 豊かな心育成課長 | 池田　彰夫 |
| 特別支援教育課長 | 山下　睦子 |
| スポーツ振興課長 | 石井　道代 |

# 教 育 委 員 会 会 議 定 例 会 日 程

開催日時：平成25年４月12日（金）
13：00～


| | | | 頁 |
|---|---|---|---|
| 日程第１ | 会議録署名者について | | 1 |
| 日程第２ | 第 １ 号 議 案 | 広島県重要文化財の指定について | 1 |
| 日程第３ | 第 ２ 号 議 案 | 広島県就学指導委員会委員の任命について | － |
| 日程第４ | 報　第 １ 号 | 事務局職員人事について | － |
| 日程第５ | 報告・協議１ | 平成26年度広島県・広島市公立学校教員採用候補者選考試験について | 3 |
| 日程第６ | 報告・協議２ | 入学式における国旗掲揚・国歌斉唱の実施状況について | 5 |
| 日程第７ | 報告・協議３ | 平成24年度高等学校学力向上対策事業の状況及び平成25年度高等学校学力向上対策事業について | 6 |
| 日程第８ | 報告・協議４ | 平成24年度「山・海・島」体験活動推進事業の成果及び平成25年度『「山・海・島」体験活動“ひろしま全県展開プロジェクト”』の概要について | 9 |
| 日程第９ | 報告・協議５ | 平成24年度小・中学校生徒指導実践指定校の状況及び平成25年度生徒指導集中対策指定校等について | 11 |
| 日程第10 | 報告・協議６ | 「自然災害に関する防災教育の手引」について | 13 |
| 日程第11 | 報告・協議７ | 特別支援学校における技能検定の実施について | 14 |
| 日程第12 | 報告・協議８ | 平成24年度全国体力・運動能力，運動習慣等調査の結果について | 18 |

大野委員長：　ただ今から本日の会議を開きます。
直ちに日程に入ります。
まず，会議録署名者の件ですが，本件は会議規則第22条の規定によりまして，私から御指名申し上げます。
会議録署名者として，佐藤委員及び細川委員を御指名申し上げますので，御承諾願います。
本日の会議議題は，お手元のとおりです。
議題のうち，公開になじまないものがあれば，最後に回して審議したいと思います。いかがいたしましょうか。
二 宮 委 員：　第２号議案及び報第１号は，人事に関する案件でございますので，審議は非公開が適当ではないかと思います。
大野委員長：　ほかに御意見はありませんか。

（　な　　し　）

大野委員長：　それでは，ただ今の二宮委員の発議について採決します。
第２号議案の広島県就学指導委員会委員の任命について，報第１号の事務局職員人事については，公開しないということに賛成の方は，挙手願います。

（　全 員 挙 手　）

大野委員長：　全員賛成と認めます。
したがいまして，本日の議題は，第２号議案及び報第１号を公開しないで審議することといたします。

**第１号議案　広島県重要文化財の指定について**

大野委員長：　それでは，第１号議案，広島県重要文化財の指定について，事務当局から説明してください。
植田文化財課長：　第１号議案，広島県重要文化財の指定について御説明いたします。
平成25年３月27日に，広島県文化財保護審議会から答申を受けました広島県重要文化財の指定について御提案いたします。お手元の資料とあわせて，添付しております写真を御覧いただきながら御説明いたします。
資料の１ページを御覧いただきたいと思います。
吉川氏城館跡出土品を指定することについてでございます。この出土品は，北広島町が所有しており，現在町内にございます戦国の庭歴史館で適切に保管され，展示などで公開されております。
吉川氏城館跡は，安芸の国人領主吉川氏が力をつけていく過程を示す城跡，館跡，寺跡などから成っており，そのうち９つの遺跡が史跡や名勝に指定されております。このうち，小倉山城跡，吉川元春館跡，万徳院跡は，平成３年から平成17年にかけて，広島県教育委員会と当時の大朝町，豊平町及び千代田町の教育委員会による史跡整備事業に伴って発掘調査が行われ，多くの出土品が発掘されました。
資料の２ページを御覧ください。
上の写真は小倉山城跡から出土した備前焼の擂鉢を始めとした土器や陶磁器でございます。城内では，居住だけでなく，儀式や宴会が行われていたことが分かるものでございます。
下の写真は吉川元春館跡から出土した土器，陶磁器，漆器でございます。当時の食事や宴会に使われていたものでございます。
資料の３ページを御覧ください。
上の写真にございます木簡には，墨により文字が書かれております。解読の結果，吉川元春の妻に薬を贈ったことを示す荷札であることがわかりました。
下の写真にございます土製犬は，豊臣秀吉の時代の大坂城跡から出土したものとほとんど同じ形をした貴重なもので，安産を祈願するお守りと考えられております。
資料４ページを御覧ください。

上の写真にございます版木には，法華経の経文が彫られております。

中央の写真にございます竹製の物差は，木工加工を行う技術者が使用したもので，全国的にも珍しいものでございます。

下の写真は万徳院跡から出土した土器や陶磁器で，灯明皿や食器など，生活に使われていたものでございます。

近年，戦国時代の遺跡の発掘調査が全国で進んでおりますが，これらの吉川氏城館跡出土品は，城，館，寺という遺跡の性格を特徴づけるものとして，中国地方を代表するものでございます。また，文献史料から検証された各遺跡の内容，年代と合致し，学術資料として高い価値を有しております。

さらに，北広島町では，史跡，名勝に指定されている遺跡を史跡公園として整備し，戦国の庭歴史館で出土品を保存，展示しております。史跡公園や歴史館では，吉川戦国まつり，史跡ハイキング，体験講座など，吉川氏や戦国時代に関係するイベントを開催するなど，地元だけでなく，広く一般の人への活用を図っている大変良い事例でございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

大野委員長：　ただ今の説明に対して，御質問又は御意見等ございませんか。

佐 藤 委 員：　趣旨に異論があるわけではございませんが，北広島町の歴史館に出土されたものが当然集められて保存されておられたのだろうと思うんですが，この度申請をされる前のいきさつといいますか，それをお聞かせいただければと。

植田文化財課長：　明確にはお答えできませんけれども，こうした遺物に関しては，県内でも草戸千軒町遺跡などから出土した遺物に関しては，重要文化財に指定されております。こちら，吉川氏城館出土品に関しても，非常に重要であるということから，今回県の重要文化財，国に準ずるような形で指定をした結果だというように思っております。

佐 藤 委 員：　質問の意味をもう少し詳しく申し上げますと，いろいろなところでこういう遺物が出てくると思います。それが，それぞれ地域で保管されて，何らかの地域の中での歴史教育に寄与しているものだと思いますが，それがこういう県の指定文化財になるものかどうか，それぞれの判断に委ねられることだというように思います。この度，この県の指定文化財に申請されたきっかけ，いきさつというのがあれば，お教えいただければ，他の地域にも参考になるのではないかと思ってお尋ねしたわけです。

植田文化財課長：　きっかけについては，十分に把握しているわけではございませんが，こうした重要な資料につきまして，県内各地を十分に見渡したところ，こうした調査で出土した資料について，非常に良好な状態で，しかも，現在の状況も非常にいいということでの指定でございまして，県内各地で発掘調査されて，もしこういうような価値があるものであれば，今後とも指定をしていきたいと考えております。

二 宮 委 員：　一つ教えてもらいたいのですが，１ページの最後のところの当該期の基準資料となるものだということで，それが今回の指定の大きなポイントだと思いますが，基準資料というのは，何の基準になるのでしょうか。時期の基準でしょうか，時代の基準になるのでしょうか。

植田文化財課長：　これにつきましては，文献等から，この城跡があった年代というのが大体推定できていたわけですが，そこから出土する遺物がそれに合致するということで，当地域の指標になる良好な資料ということになります。特に小倉山城跡に関しましては，15世紀から16世紀前半，それから吉川元春館跡，万徳院出土土器につきましては，16世紀の第４・四半期という時期の一括資料ということで，これから逆に文献と，そうした考古資料が合致して，当地域の指標となる良好な資料であるということになっております。

大野委員長：　ほかに御質問又は御意見ございますか。

では，私の方から質問させてください。

今回，重要文化財指定が決まったとして，今後，この貴重な文化財をどういう形で県民の皆さんに広報，お知らせをして，そこへ見に来ていただいて，広島県の持っている貴重な文化財を使って教育に生かしていくのかということについて，現在のところで考えておられることをお伺いします。

植田文化財課長：　先ほども申し上げましたとおり，資料自体は，戦国の庭歴史館，北広島町が運営されている施設で保管，展示されております。その北広島町に関しましても，様々な行事等で広く皆さんに知っていただく機会を設けられておりますが，県としましても，そうしたことに協力させていただきながら，広く知っていただく機会，また，特に学校関係等もこうした機会で知っていただくように努力させていただきたいと考えております。

大野委員長：　是非，広島県の歴史を勉強する上で，非常に貴重な文化財として指定するとすれば，子どもたちの勉強の一環として，実物をこう見ながら，戦国時代の流れを追体験していくというか，そういった機会を設けていただければありがたいと思います。これは意見として申し上げておきます。

ほかに御質問又は御意見はございませんか。

（　な　　し　）

大野委員長：　それでは，以上で本件の審議を終わります。

採決に移ります。

原案に賛成の方は，挙手願います。

（　全 員 挙 手　）

大野委員長：　全員賛成と認めます。

よって，本案は，原案のとおり可決されました。

**報告・協議１　平成26年度広島県・広島市公立学校教員採用候補者選考試験について**

大野委員長：　続いて，報告・協議１，平成26年度広島県・広島市公立学校教員採用候補者選考試験について，事務当局から説明してください。

諸藤教職員課長：　それでは，報告・協議といたしまして，平成26年度広島県・広島市公立学校教員採用候補者選考試験について御説明申し上げます。

お手元の資料の１ページを御覧ください。選考の試験日程につきましては，資料にあります日程のとおりで実施をいたします。

次に，採用予定者数についてでございます。採用予定者数につきましては，現在調整中でありますけれども，退職者がピークとなる前に優秀な人材を可能な限り多く確保して，年齢構成の平準化を図っていきたいというように考えております。

採用予定者数につきましては，決定し次第，皆様にお伝えさせていただき，広島県教育委員会ホームページで掲載をするなど，広報していくこととしております。

次に，「３　募集教科等」についてでございます。中学校につきましては，昨年度と同様，全教科で募集を行います。高等学校につきましても，昨年度と同様，現在県内の高等学校で開設している全ての教科，科目に対応できるよう募集を行います。また，特別支援学校につきましては，資料にございますとおり，各部においてそれぞれ必要な教科，科目について募集を行います。

次に，「４　選考試験の内容」についてでございます。選考試験は，これまでと同様に，求められる教職員像を踏まえ，人物評価を重視したものとしております。第１次選考試験では，それぞれの選考ごとに教職や指導する教科の専門性を評価する筆記試験や面接，小論文を行うとともに，昨年度から全ての選考において実施しておりますグループワークを引き続き実施し，受験者の協調性，コミュニケーション能力等を評価することとしております。第２次選考試験では，実技試験，模擬授業を行うとともに，高い倫理観や人間性，コミュニケーション能力等を評価する面接を実施いたします。

また，現職教員を対象とした特別選考試験については，個人面接及び模擬授業により選考を行います。

２ページを御覧ください。「７　選考試験の改善」についてでございます。昨年度からの変更点につきまして，３点ございます。

１点目は，受験案内の配布開始日及び説明会の早期実施でございます。例年５月中旬に受験案内の配布を開始し，配布の時期にあわせて説明会を実施しておりましたが，今年度は４月19日金曜日から受験案内を配布することとしております。配布時期を早めることによって，採用試験についての周知期間を長くとって，受験者確保に向けて積極的に広報活動を行うように考えております。

それに伴いまして，２月８日の時点では，受験願の受付開始日を５月13日，月曜日としておりましたが，４月22日，月曜日から受け付けるということで変更をいたします。

説明会につきましては，資料の６ページにありますように，広島会場の４月20日，土

曜日を初日として，昨年度の11カ所に，京都会場，鳥取会場，高知会場及び広島北部会場としての三次市，この４会場を加えた全国15カ所で実施いたします。
２点目は，また２ページに戻りますけれども，特別選考の受験資格及び募集する職種の変更でございます。まず，臨時的任用と教職経験者を対象とした特別選考では，出願可能な年齢を採用年度の４月１日時点で44歳までとしていたところを，本特別選考に限り45歳以上59歳以下の方も出願可能といたしました。これは，これまで広島県内の公立学校において，臨時的任用職員等として県の教育の推進に尽力し，教職経験を持つ優秀な人材をさらに確保することを目的とした変更でございます。
また，これまで募集しておりませんでした養護教諭につきましても，募集職種に追加することといたします。
次に，社会人を対象とした特別選考では，高等学校の看護について，必要な実務経験を通算３年から通算５年以上といたします。これは，特別免許状の授与に係りまして，諮問委員の方々の御意見を参考に，要件の見直しを図ったものでございます。
３点目は，第１次選考試験の会場の増設でございます。近年の受験者の増加に対応するため，これまでの４会場から広島会場は１校増設し，試験会場を広島会場４校，福山会場１校の計５校といたします。
次に，「８　選考試験の透明化に関わる改善」についてでございます。平成20年度に大分県で生起した不正採用問題を受けて，本県においても選考の透明化に係る改善を進めてきたところでございます。本年度も，これまでの取組を継続することにより，選考試験の透明化を図ってまいります。
３ページを御覧ください。「９　受験者数の増加を図るための工夫」についてでございます。
受験案内の配布開始日を早期化することによりまして，説明会の実施時期を早めて，昨年度より，先ほど申しましたように，４カ所増の全国15カ所で採用試験の説明会を開催するなど，これまで以上に広報活動に力を入れていくことにしております。
説明会の開催に当たりましては，開催県及び近県に所在する大学や教職課程を有する大学389校及び新聞社等，約60社に対し説明会の広報を行うとともに，友人，知人に説明会の参加を勧めるよう，今年度及び昨年度の新規採用者に呼びかけたり，県立高等学校から卒業生を対象にして説明会等の案内をお知らせしたりしているところでございます。
なお，説明会においては，広島県の教育施設，広島県が求める教職員像，採用試験の概要と受験手続，現職教員の体験談等の内容で行います。現職教員の体験談につきましては，これまで説明会実施年度の新規採用者が発表していたところでございますけれども，今年度は前年度の新規採用者及び校長を含む教員歴10年以上の教員等の発表も予定をしております。発表者には，１年間又は10年以上の経験を踏まえて，教員という職の魅力，初任者研修など教員の研修の状況，教員を目指す者に伝えたいことなどについて発表をしていただくことにしております。
この説明会の内容につきましては，引き続き参加者にアンケートを実施して，参加者の要望等を把握する中で，次年度の説明会の改善に活かして参りたいというように考えております。
また，平成22年度から小学校教諭の第１次選考試験会場に設置しております福山会場につきましても，一般選考における小学校教諭の第１次選考試験会場として引き続き設置をいたします。これまでと同様，福山市立福山中・高等学校を試験会場とすることにしております。
このほかにも，受験者の関心を引くような教員募集のパンフレットを作成するために使用する写真を県内の高等学校に募集をしたり，その取組を報道機関にＰＲしたりするなど，広報活動を行ってきたところでございます。
４ページの「広島県・広島市教員採用試験について　平成26年度教員採用試験」を御覧ください。こちらは採用試験の主な変更点をＰＲするために，受験案内に同封するものでございます。先ほど申し上げました今年度の選考試験の改善点である特別選考の受験資格及び募集する職種の変更について広く周知を図ってまいります。
次に，５ページの「広島県・広島市教員採用試験について　平成28年度教員採用試験」を御覧ください。平成28年度採用試験ではグローバルに活躍する人材を対象とした特別選考の実施を予定しております。これは，国際化に対応した教育を推進し，グローバルな感覚を持った児童生徒を育成することができる教員を採用するための特別選考でございます。この特別選考につきましては，今年度から積極的に広報活動を行い，今後

３年間をかけて大学に在学する外国人留学生を中心に周知を図っていきたいというように考えております。

最後になりますが，選考試験の実施を通じて高い倫理観と向上心，子どもたちへの深い愛情を持ち，子どものよさを見出し育てることのできる指導力と実践力を備えた有能な人材を確保して参りたいと考えております。

説明は以上でございます。

大野委員長：　ただ今の説明に対して，御質問又は御意見等はございませんか。

佐 藤 委 員：　28年度という先に目がけて，グローバルに活躍する人材を対象とした案内もこれから告知をされ，徹底されていかれるというお話ですが，今年のこの募集等に変わりはないかもしれませんが，現在，大学生に対する一般の就職活動の時期を，４月以降にするという要望に対して，経済界でいろいろ反応が出ています。恐らく，来年から３月なり４月なりに変わってくるのだろうと思われますが，そうしますと，この教員採用時期と一般の企業への就職活動が重なるようになってきますが，本年の状況とは，また来年変わってくるということで，これは，お願いでありますけれども，今年，この採用活動をされる中で，来年に対する準備というか，何か変えていかないと，恐らく今まで通りにはならないだろうと思われます。一般の企業へ就職される人たちと重なる時期に採用活動が始まりますので，よい教員を採用するためには，どうしたらいいのだろうということを御検討いただきたいということをお願いを申し上げます。

大野委員長：　御意見として承っておきますので，よろしくお願いします。

今の佐藤委員の御意見について，事務当局の方で何か御答弁があればお願いします。

諸藤教職員課長：　採用試験の日程につきましては，今，佐藤委員の方からいただいたことも踏まえて，いろいろなことを検討して，次の年の調整を進めていくことにさせていただきたいと思います。

大野委員長：　ほかに御質問又は御意見等ございませんか。

ないようですので，私の方から質問ですが，45歳以上59歳までの方の臨時的任用等教職経験者を対象とした特別選考を広げますということですが，これまでそういった皆さんが，残念ながら資格がないということで諦められていたという声が相当数あったと理解してよろしいかどうか。そして，今回これをやられることによって，どのぐらいの応募があると想定されているかについて教えてください。

諸藤教職員課長：　今，委員長が言われたように，そういう声が上がっているというのはありますが，どのぐらいの数かどうかまでは，把握できておりませんけれども，そういう声があるのは間違いありません。

人数でございますけれども，臨時的任用教職経験者を対象とした特別選考について，昨年度の受験者数が，受験者全体で約12から13％程度でございましたけれども，今回の変更でどのぐらいそれが増えるかというのは，ふたを開けてみないとわからない部分もございます。ただ，広げたことによって，優秀な受験者が相当数出てくれるものというように期待をしているところでございます。

下﨑教育長：　年齢45歳以上の方ということですけれども，実際に臨採の方を任用されている校長さん辺りからは，非常によく頑張っているが，なかなか試験に通らないということがありますということもお聞きしております。また，私どもも，直接学校へ行って授業等を見せていただいた時に，しっかりした授業をされているなという方について，聞いてみると，臨採の方で，もう年齢オーバーされているという方も，よく見かけるところでございますので，こうした人もしっかり教員として頑張っていただきたいということで，この年齢制限というものを外したということでございます。

大野委員長：　ほかに御質問，御意見ございませんか。

（　な　　し　）

大野委員長：　それでは，以上で本件の審議を終わります。

**報告・協議２　入学式における国旗掲揚・国歌斉唱の実施状況について**

大野委員長：　続いて，報告・協議２，入学式における国旗掲揚・国歌斉唱の実施状況について，事務当局から説明してください。

松岡学校経営支援課長：　それでは，報告・協議２，入学式における国旗掲揚・国歌斉唱の実施状況につきまして，御説明させていただきます。

資料を御覧ください。平成25年度の公立小・中・高等学校及び特別支援学校の入学式につきましては，４月10日までに，高等学校通信制課程２校及び特別支援学校２校を除き，終了し，その全ての学校におきまして国旗掲揚・国歌斉唱が適正に実施されております。

入学式の実施に当たりましては，これまで儀式的行事の意義を踏まえ，国歌斉唱を厳粛かつ清新な雰囲気の中で実施することや，国歌斉唱に際しては教職員は起立するとともに，児童生徒が起立して斉唱するよう指導してまいりました。しかしながら，国歌斉唱時に，職務命令があるにもかかわらず，１校で１名の教職員が起立しなかったと報告を受けております。依然としてこのような行為を行う者がいることは課題であると考えております。

今後とも国旗・国歌に対する正しい認識を持たせ，それらを尊重する態度を育てる取組を進め，全ての学校において，厳粛かつ清新な雰囲気の中で入学式が実施できるよう指導の徹底を図ってまいります。

なお，今後実施されます入学式における国旗掲揚・国歌斉唱の実施状況につきましては，全ての学校において入学式が終了しました後，別途御報告させていただきます。

説明は以上でございます。

大野委員長：　ただ今の説明に対して，御質問又は御意見等はございませんか。よろしゅうございますか。

（　な　　し　）

大野委員長：　それでは，以上で本件の審議を終わります。

**報告・協議３　平成24年度高等学校学力向上対策事業の状況及び平成25年度高等学校学力向上対策事業について**

大野委員長：　続いて，報告・協議３，平成24年度高等学校学力向上対策事業の状況及び平成25年度高等学校学力向上対策事業について，事務当局から説明してください。

古前高校教育指導課長：　平成24年度高等学校学力向上対策事業の状況及び平成25年度高等学校学力向上対策事業について御説明を申し上げます。

資料の１を御覧ください。高等学校学力向上対策事業につきましては，平成12年度から取り組んでまいりましたが，平成21年度から，トップリーダーハイスクール，チャレンジハイスクールに加えまして，ステップアップハイスクールを指定し，より幅広く生徒の進路希望を実現する取組や基礎学力を向上させる取組を進めてまいりました。

今年１月に実施されました大学入試センター試験の受験者数につきましては，前年度よりも113人の増加となっております。高等学校学力向上対策事業において，指定校に対する取組を県内全域に普及させていった結果，基礎学力の向上に向けた指導や目標とする大学の受験に向け，粘り強く学習に取り組ませる指導が各校で行われた成果が表れたものと考えております。

また，平成25年度の大学等の合格者数につきましては，国公立大学合格者数が昨年度と比べ若干増加しております。また，広島大学の合格者数につきましても，約40人の増加が見られ，過去５年間で最も大きな伸びを示しております。いわゆる難関国立大学合格者数につきましては，昨年度に比べ27人の増加となっており，平成23年度の水準までは回復しております。引き続き合同学習会等を通して，入学後の早い段階から基礎，基本を確実に身につけさせるとともに，高い進路目標に果敢に挑戦する意欲を一層高める必要があると考えております。

高等学校共通学力テストにつきましては，国語総合，数学１，英語１の問題におきまして，通過率60％以上の生徒の割合がほぼ７割以上となっておりまして，基礎的，基本的な学習内容はおおむね定着をしていると考えております。

また，ステップアップハイスクール指定校のうち，20校中16校，80％に相当する学校が，２年次の時の成績が１年次の時の成績よりも伸びており，生徒の基礎学力の定着，

向上に有効な指導内容，指導方法について，実践的研究を進めているステップアップハイスクール指定事業の成果が表れたものと考えております。

一方，課題といたしましては，まず，大学入試センター試験におきましては，全国平均点以上得点者数がここ数年増加傾向にありましたが，平成25年度は75人減少をしております。５教科６科目型800点満点換算の700点以上得点者数も減少をしているところでございます。

また，高等学校共通学力テストでは，生徒質問紙調査から，自律的に学ぶ態度についての肯定的な回答が，トップリーダーハイスクール，チャレンジハイスクールの生徒を見てみますと，県平均と比べて約３ポイント下回っていることに課題がございます。

資料２を御覧ください。

これらの課題を解決するため，平成25年度は，昨年度から実施しております１年次生を対象とした４月の１年次セミナー学習会に加えて，新たに７月と12月に継続して合同学習会を実施いたします。

この１年次生を対象とした年間３回の学習会は，入学後の早い段階から１年次の12月まで継続して取り組むことで，生徒に学習方法，学習習慣の定着を早期に確立させ，基礎，基本を確実に身に付けさせることにより，高い目標を実現できる土台をつくるとともに，高い進路目標に果敢に挑戦する意欲を高めることを目標としております。

また，２年次生につきましても，夏の合同学習合宿後に，11月と翌年の２月の２回の合同学習会を継続して実施することといたします。参加した生徒が，各校において学習のリーダーとなるとともに，他校の生徒と切磋琢磨しながら，高い目標に果敢に挑戦する意欲を一層高め，生徒一人一人の進路目標の達成を目指して参ります。

さらに，新学習指導要領で求められております思考力，判断力，表現力等の教科学力の向上を図ることをねらいとした教科指導力養成研修を新たに実施をいたします。国語，数学，外国語の各教科15人の教員を対象に，県外の教科指導に定評のある教師や大学教授及び外部から講師を招いて，年間５回の研修を実施するものでございます。

今後とも，高い進学目標を持つ生徒の学力向上を図り，進路目標を実現させる取組を推進して参ります。

以上で説明を終わります。

大野委員長：　ただ今の説明に対して，御質問又は御意見等ございませんか。

佐 藤 委 員：　２点，意見でありますけれども，大学入試センター試験の受験者数が増えたということで，大変喜ばしいことだと思います。総生徒数が減る中で，５教科６科目型の試験を受けていただけるということは，学科を捨てるのではなくて，全ての学科に対して勉強する意欲を持っていただけているものだという感じがいたします。

もう１点は，ステップアップハイスクールについて，学校訪問いたしますと，やはり合宿を経験した生徒の目の色が変わるというか，大きな変化を伴って帰ってきているというお話を聞きます。ただ，残念なことに，枠の関係というか，人数制限があって，もっと多くの生徒に経験させたいという要望がございました。是非，人数の枠を広げられるような努力をしていただきたいという２点を，意見として申し上げます。

大野委員長：　それに関してお答えいただけることはありますか。

古前高校教育指導課長：　１点目の大学入試センター試験の受験者数の増でございますけれども，委員がおっしゃってくださったとおりでありまして，やはり最後まで５教科６科目を投げ出さずに，粘り強く勉強する，すなわち偏った勉強ではなくて，バランスよく勉強していくという意味で，非常にいいことだと思っておりますし，各学校におきましても，最後までそのように諦めずに粘り強く取り組ませるということに，ある意味では，注力をしているところもございまして，そういったことの成果がこういう形で出ていると思います。

２点目のステップアップハイスクールの状況でございますけれども，私どものアンケートでも，生徒の感想を見ますと，非常に意欲が高まったと。それはやはり他校の生徒と出会って，そういう中で頑張るという同級生の様子を見て，自分も頑張らなきゃとか，あるいは友達と進路について話をする中で，こんな目標を持って頑張っているんだなと，そういう人との出会いが非常に効果をもたらしているということがございます。

参加者数のことでありますけれども，会場確保という意味で，現在は，宿泊ができるところということで，江田島青少年交流の家を活用しています。毎年夏休み中になりますけれども，できるだけ予約時期等をいろいろ工夫しながら，少しでも多くの生徒が参加できるように，実施時期等も考えながら，十分に配慮して参りたいと思います。

細 川 委 員：　先ほどの大学入試センター試験の受験者数が増えてきているということでございます

けれども，私の知る限りでは，就職される方も，その子どもさんが３年間勉強した成果を，センター試験を受けることによって，どこまでのレベルに達したということを確認しなさいというような指導をしている学校もあり，大学を受験する方だけがセンターを受けているという状況でない。そういう意味では，就職する人は，もうそれで終わりではありませんので，県内の学校におきましても，センター試験で自分がどこまでやったかという結果を確認させていただきたいというようなことをお願いできたらなと思います。

それから，２点目でございますが，先ほど佐藤委員が，目の色が変わるとおっしゃいましたけれども，人数が120人というところがどうなのかというとこですが，それ以上の希望者があった場合は，どうされているのか，お伺いいたします。

古前高校教育指導課長：　これは，ステップアップハイスクールだけではございませんけれども，トップリーダーでも，チャレンジハイスクールでも，合宿を実施しておりまして，人数制限を，ほぼ120人から100人規模でやらせていただいておりますが，各学校で何らかの基準を設けて，公平に選ぶというか，そういう形で選ばざるを得ないものですから，何らかのフィルターをかけて選んでいるという状況があるように思っております。

二 宮 委 員：　ずっとこのテーマに取り組んでいるわけですけれども，学力向上対策事業として取り組んできた成果を見るとすれば，私たちは，まずはどこを見たらいいと思われますか。センター試験とか，そういったような観点なんですが。

古前高校教育指導課長：　本日，資料にお示しをしておりますけれども，大学入試センター試験の受験者数でありますとか，国公立大学の合格者数でありますとか，これは，共通学力テストの結果といったようなものもございますけれども，例えば，大学入試センター試験の全国平均点以上得点者数でありますとか，そういったことというのは，この学力向上対策事業のいわゆる一つの指標ということで，その成果をやはり皆さんに説明をするという意味の一つの指標として出している部分がございます。やはり最終的には一人一人の進路が決まっていくということが重要であって，国公立大学自体，子どもがどれだけ国公立大学へ行っているか，あるいは進路，就職の内定率がどうであるかといったような部分，全てと言ってはあれですけれども，そういう部分が学力向上対策事業の一つの成果というように言えるように思っております。

二 宮 委 員：　最初の課題のところの大学入試センター試験ですが，平均点以上の得点者が，1,679人いたのが1,604人だったと。せっかく対策を講じてきたのに，学力が下がったのではないかと受けとめたら，どういうことになるのですか。

古前高校教育指導課長：　全国平均点以上の得点者数の部分でございますけれども，結局は，この試験で全国平均点以上の得点が取れた生徒が減ってしまったという部分は，学力が低下したということではないと思いますけれども，この事業の成果としては，十分に表れてないじゃないかということは，それは数字としてはそうだというように思っております。今回のセンター試験で申しますと，非常に国語が難化をしたと，あるいは数学Ｉ，Ａで非常に難化をしておりまして，国語でいいますと，全国の平均点が過去最低で，16.8点下がった。あるいは，数学Ｉと数学Ａですけれども，18.8点下がったというような状況があって，全国的に下がっている状況があります。

しかし，全国的に下がるからといって，本県も一緒に下がらなくてもいいのですけれども，ちょっと国語でひねった問題であるとか，素材として難しい問題を出すと，点がとれなくなってしまう。この辺りを，結果は結果ですけれども，次につなげる意味でいいますと，少々問題が難しくなろうと，表現力でありますとか，思考力でありますとか，そういった部分をもっと授業の部分できちんとした指導をするということをしていけば，きっとこの数字は伸びてくるというように思っております。事業を実施しております私どもからして，言い訳をするわけではありませんけれども，ある意味で数字が多少動く部分に一喜一憂せずに，やはり２年後，３年後というものを見据えて，きちんとした指導を継続していくということを学校にも働きかけたいし，私どももそのことは肝に銘じたいと思っております。

大野委員長：　ほかに御質問又は御意見ございませんか。

（　な　　し　）

大野委員長：　それでは，以上で本件の審議を終わります。

報告・協議４　平成24年度「山・海・島」体験活動推進事業の成果及び平成25年度『「山・海・島」体験活動“ひろしま全県展開プロジェクト”』の概要について

大野委員長：　続いて，報告・協議４，平成24年度「山・海・島」体験活動推進事業の成果及び平成25年度『「山・海・島」体験活動“ひろしま全県展開プロジェクト”』の概要について，事務当局から説明をしてください。

池田豊かな心育成課長：　では，報告・協議４について御説明させていただきます。

今日は，まず初めに，皆様にＶＴＲを御覧いただきたいと思っております。これから映しますＶＴＲは，平成24年度「山・海・島」体験活動推進事業の推進校である福山市立大津野小学校が山県郡の北広島町において，民泊による体験活動を行っている様子が平成24年９月12日に，広島県の広報番組である「ひろしま発ケンＴＶ」で紹介されたものです。では，お願いします。

（ＶＴＲ視聴）

池田豊かな心育成課長：　ありがとうございました。大変感動的ないい番組を作っていただいたと思っております。

それでは，今見ていただきました平成24年度「山・海・島」体験活動推進事業の効果を評価，検証するために実施しました調査の結果を御報告いたします。

１ページの１を御覧ください。体験活動の効果の検証につきましては，児童及び保護者を対象とした質問紙による調査を体験活動の事前，事後，そして学習成果発表会の後と，合わせて３回行いました。２には調査結果を示しております。

（１）のグラフを御覧ください。平成24年度本事業の推進校43校の児童及び保護者のアンケート結果です。縦軸の数字は，回答を５点満点で数値化したものです。児童の回答では，事前と事後を比べると，全ての項目において上昇しています。事後と成果発表会後を比べると，幾つかの項目で緩やかに下がっておりますが，成果発表会後の全項目平均値は，事前の全項目平均値と比べ0.08上昇しております。保護者の回答では，おおむね全ての項目において，事前，事後，成果発表会と上昇しており，保護者が児童の成長を実感していると考えます。

（２）は，「体験活動を通して子どもが成長したと思う」という質問に対する保護者の回答結果です。ほぼ９割が体験活動の効果を認める肯定的な回答でした。多くの保護者は，「進んで手伝いをするようになった。」，「自分から積極的に行動しようとする姿が増えた。」，「ありがとうの声が増えるなど，素直に感謝の気持ちを伝えるようになった。」など，児童の主体性，感謝，思いやりなどが向上していると回答されており，事業実施効果が出ているところでございます。

これらの成果を踏まえ，今年度から新たにスタートしますのが，２ページにあります「山・海・島」体験活動“ひろしま全県展開プロジェクト”でございます。

具体的には，２の事業内容にありますように，今後３年程度をかけて県内全ての公立小学校において，この教育効果の高い３泊４日の長期集団宿泊活動の実施を目指しております。そのために，３泊４日で実施する学校に対しては，活動経費の一部を複数年にわたり継続して支援するとともに，全校を対象とした事前研修会や実践発表会を開催して，効果的な活動プログラムや取組事例を紹介したりするなど，各学校への支援策を強化して参ります。

また，商工労働局と連携した民泊施設の情報提供や民泊体験学習を取り入れた活動事例の周知などを通して，引き続き民泊の活用促進を図ることとしております。

さらに，宿泊場所の確保に当たっては，県内外の施設や民泊先と連携を図りながら，予約状況を把握し，市町に対し情報提供を行うなど，側面支援により泊数の増加を目指して参ります。

３ページを御覧ください。実施初年度となる今年度は，本事業推進校96校と独自実施校６校を合わせた計102校が３泊４日の長期集団宿泊活動を実施する予定となっております。

４ページ，５ページには，本プロジェクトの平成25年度推進校の宿泊先，実施時期などを示しております。民泊を活用して体験活動を行う学校は，102校中23校になっており

ます。
　最後につけております資料は，本事業のＰＲチラシでございます。事業の目的や実際の子どもたちの生き生きとした様子が伝わる写真，保護者や子どもたちの声，そして教育的な効果等について掲載しています。このＰＲチラシは，「山・海・島」体験活動について，保護者の方々に知っていただき，御理解，御支援いただくことを目的として，昨年度末に作成いたしました。４月中に市町教育委員会を通じて，公立小学校の全児童に配布する予定としております。
　このほかにも，子どもたちの活動の様子などを映像資料としてまとめたＤＶＤも作成しました。こちらにつきましては，市町教育委員会を通じて，全公立小学校に配付し，保護者への説明などに効果的に使っていただく予定でございます。
　県教育委員会といたしましては，このような様々な支援，取組を通して，県内全ての公立小学校が３泊４日の長期集団宿泊活動を実施し，子どもたちの豊かな心を効果的に育成することができるように取り組んで参ります。
説明は以上でございます。よろしくお願いします。

大野委員長：　ただ今の説明に対して，御質問又は御意見等ございませんか。

二 宮 委 員：　北広島町で民泊のプログラムを作って協力していただいたところ，これは町なのか，民泊のそれぞれの家庭なのかわかりませんが，感謝状は差し上げてますか。あるいは過去３年ぐらい継続してやっていただいたら感謝状とか，何かそういう感謝状という概念はどうなっていますか。

池田豊かな心育成課長：　民泊地につきましては，今の北広島町でありましたら，町を挙げて民泊で来られる方の誘致ということをやられています。そういったところは，商工労働部との連携の中で，我々は情報をいただきまして，市町教育委員会にその情報を提供するという形になっております。感謝状のほうは，学校はありがとうございましたということで，感想とか，いろいろな趣向を凝らしたものを，それぞれのお宅へ届けていると聞いております。

二 宮 委 員：　県教委としてはいかがですか。

池田豊かな心育成課長：　県教委としては，本当に感謝感謝の限りでございますが。

二 宮 委 員：　形にはならないのですか。

池田豊かな心育成課長：　形の部分を検討して参りたいと思います。本当に感謝している思いは，大変持っているところでございます。

大野委員長：　今の貴重な御意見として，形に示すということをお願いしておきたいと思います。

佐 藤 委 員：　広島県に限らず，いろいろな地区でこういう事業をされておられまして，東京は特に盛んですけれども，長野県に行って農業体験したり，そういう経験を積むような機会を学校の方で用意されているというように聞きますが，例えば，広島県の東部でしたら，岡山県の西部と非常に近いとか，あるいは山間部の方であれば，島根県，鳥取県に近いとか，近隣の県ではどういう活動があるのか，一度，御調査していただいて，同じ県を超えた関わりといいますか，交換的な事業になり得ないのかということも御検討いただければ，もっと広がっていくのではないかなという思いがいたしましたので，意見として申し上げておきます。

池田豊かな心育成課長：　中国地方における３泊４日の長期集団宿泊活動の状況でございますけれども，お聞きしましたところ，我々どものところが一番行っているということで，他県においては，数パーセントというような実施率でございます。ただ，県内全校での実施ということでございますから，当然，県内だけの施設では，子どもたちを受け入れるということがなかなか難しい状況がございますので，近隣の県とか，そういったところの施設等も情報提供しながら，そういったところにも出ていっていただきたいと思っております。

大野委員長：　ほかに御意見，若しくは御質問がございますか。
　それでは，私の方から質問をさせてください。
　この一覧表で，ずらっと推進校を見させていただきますと，先ほどのビデオでも北広島町の民泊というところで，子どもたちに第２のふるさとを提供すると，キーワードでありました。こういうことを考えますと，民泊でその家庭とのつながりということで，北広島町に行けば，あのおじさんがいるというふるさと感ができるのだろうと思います。そういうことで，山の方が，海の方に行かれるのだけれども，ずらっと見ると，やはり少年自然の家，交流の家といった施設が非常に多い。ここを使うと，なかなか第２のふるさと感が出にくいのではなかろうかというようなことも考えられるので，是非，海の辺りでも民泊を受けていただいて，海を第２のふるさとにという切り口も御提供できないものだろうかということを意見として申し添えておきたいと思います。

池田豊かな心育成課長：　広島県内の状況でいいますと，海辺で民泊の受け入れをしていただけるところがないといけないわけでございますが，今，江田島市の方がそういうプロジェクトを立ち上げて動き始められたということを聞いております。その辺の情報もしっかり捉えながら情報提供して参りたいと思います。

大野委員長：　ほかに御意見，御質問ございませんか。

（　な　　し　）

大野委員長：　それでは，以上で本件の審議を終わります。

**報告・協議５　平成24年度小・中学校生徒指導実践指定校の状況及び平成25年度生徒指導集中対策指定校等について**

大野委員長：　それでは，続いて，報告・協議５，平成24年度小・中学校生徒指導実践指定校の状況及び平成25年度生徒指導集中対策指定校等について，事務当局から説明をしてください。

池田豊かな心育成課長：　では，報告・協議５について御説明いたします。

まず，平成24年度生徒指導実践指定校の状況についてでございます。

資料の１を御覧ください。この事業では，小・中学校の連携を強化し，暴力行為，いじめ，不登校等の生徒指導上の諸問題の未然防止を図るため，指定中学校１校につき，校区内の小学校１校から３校を組にして，中学校30校，小学校52校の合わせて82校を指定して取り組んで参りました。

１は，指定した小・中学校82校の状況でございます。

（１）は，暴力行為の発生件数でございます。平成24年度は，207件であり，平成23年度の307件と比べ，100件，割合では，32.6％減少いたしました。このような成果が上がったのは，生徒指導の基準となる生徒指導規程に基づく毅然とした指導が，小・中学校の指定校に定着したためであると考えております。また，中学校で暴力行為を減少させた指定校15校は，小中連携を年間で平均約139回行っており，暴力行為が増加した学校よりも約38回多く，指導基準や指導方法等を小学校と中学校で統一することが重要であると考えております。

（２）は，いじめの認知件数でございます。平成24年度は，185件であり，平成23年度の93件と比べ，92件，割合では，98.9％増加いたしました。これは，いじめを背景に中学生が自ら命を絶つという痛ましい事案を重く受け止め，各学校が，児童生徒がいじめにあっているかどうかを明確に記入できるアンケート調査を実施したり，個別面談を実施したりする等の取組をしたことで，いじめ問題の早期発見，早期対応が図られたためであると考えております。

（３）は，不登校児童生徒数でございます。平成24年度は，471人であり，平成23年度の638人と比べ，167人，割合では，26.2％減少いたしました。特に，小学校で５人以上減少させた指定校４校は，年間で平均約５回，中学校で５人以上減少させた指定校14校は，年間で平均約６回の全教職員を対象とした小・中学校合同研修を実施しております。

このように，指定校の取組に一定の成果がみられたものの，特定の児童生徒が暴力行為を繰り返すという課題があげられます。引き続き，学校が安全で安心して学べ，自らの力が最大限発揮できる場所になるよう，生徒指導規程等の見直しや，いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題の未然防止につながる望ましい人間関係の形成，いじめの早期発見，早期解決につながるいじめの認知の取組，全教職員による小・中合同研修会の実施等の小中連携の工夫が一層進むよう，生徒指導主事研修等を通じて，各学校及び各市町教育委員会を指導して参ります。

続きまして，平成25年度生徒指導実践指定校及び平成25年度生徒指導集中対策指定校についてでございます。

資料の２を御覧ください。平成25年度生徒指導実践指定校として，小学校89校，中学校45校，高等学校８校を指定いたします。また，今年度から，暴力行為をはじめとする生徒指導上の諸問題が頻発している学校については，生徒指導実践指定校の中から小学校２校，中学校22校，高等学校８校を生徒指導集中対策指定校として指定し，２名の教員を加配するとともに，プロジェクトチームによる集中的な訪問指導等を行い，学校の主体的な生徒指導体制の確立，強化を図ることとしております。

添付資料に，生徒指導実践指定校の一覧表を示しております。御確認いただければと思います。ここに示した生徒指導実践指定校のうち，ＰＴという欄に白い丸をつけた学校を生徒指導集中対策指定校としております。ＳＳという欄に白い丸がありますのは，広島県警察本部が派遣しますスクールサポーター派遣校でございます。

これらの指定校の効果的な取組については，生徒指導主事等の研修会を通して，県内全体へ広め，本県における生徒指導上の諸問題の解決に努めて参ります。

説明は以上でございます。よろしくお願いします。

大野委員長：　ただ今の説明に対して，御質問又は御意見等はございませんか。

細 川 委 員：　データ的なことを教えてください。１，（１）の平成24年度の暴力行為の発生件数が，平成23年度より減っておりますが，逆に小学校52校，中学校30校で，平成23年度より件数が増えた学校は，それぞれ何校あったのでしょうか。

池田豊かな心育成課長：　今，データをお答えできませんので，申し訳ございませんが，後ほど，お答えいたします。

細 川 委 員：　お聞きしたかったのは，この小学校52校と中学校30校が全て減って，この件数があるわけではなく，ほとんどゼロになった学校もあるが，依然として増えている，若しくは変わらない学校もあるのではないかなと思いました。それで，そういうところの学校につきましては，（４）の暴力行為について，いろいろと分析されていることを，平成25年度に対応されるのでしょうけれども，その辺の取組が，平成24年度のものと同じであるとするならば，効果が今年度も薄いのではないか。それで違った取組をされるのかということを思いました。それと，平成25年度の指定校にも，もちろんその学校が入っているのかなということの２点を思いましたので，御質問させていただきました。

池田豊かな心育成課長：　先ほどの指定校において，暴力行為が増加した学校数でございますが，小学校においては，15校でございます。それから，中学校においては，14校が増加した学校となっております。

今の暴力行為について言いますと，集中対策プロジェクトということで，集中的な指導，又は対応，取組を進めていきたいと考えております。

二 宮 委 員：　毎年度こういう形で，一定の成果がみられるという報告を受けておりますが，この指定校を受けて，学校体制を充実して取り組まれ，成果がみられていますが，それの持続力というのがどんなものなのか。もう一つは，特に中学校が気になりますけれども，例えば，中学校の場合に，平成21年度に指定を受けられ，22，23，24年度と，その後毅然とした指導ができるようになったということで改善ができている場合，その後の学校体制としては，きちんとできていけるのだろうか。その成果が横ばいか，あるいは減る傾向にあるということが言えるのか。その間に校長先生とか生徒指導主事の先生が交代される場合がありますよね。そういうことを挟んで，学校というのは，変化するのかどうかということも，データを併せて考えていかないと，去年いろいろとこの何校であったので，では，今年，対策をして，頑張っていただきましょうというだけでは，中学校の学力ということを考えた時に，もう少し何か工夫が要るかなと思いますね。そのために，いつかデータを整理してみていただいて，そういう研究ができるのかどうかということについて，しっかりしていただければと思いますので，お願いをしておきます。

池田豊かな心育成課長：　今年度の指定でいえば，中学校で７校，小学校で８校が指定から外れた学校でございます。委員がおっしゃられるように，その学校が持続的にということで，指定校として成果が上がったということは，生徒指導規程であったり，いろいろなルールを学校と児童生徒，また保護者等が確認をし，一緒にみんなで頑張っていきましょうということで取り組んできた結果だと思っております。併せて授業改善として，やはり分かる授業を行い，子どもたちが，「うん，僕できる」，「僕，分かる」という自己肯定感を高めていくということが，その学校の力にもなりますし，その学校の校風といいますか，伝統といったものをつくっていくことになると思います。そういう指導を続けて参りたいと思っております。

大野委員長：　ほかに御質問又は御意見等ございますか。

（　な　　し　）

大野委員長：　それでは，以上で本件の審議を終わります。

報告・協議６　自然災害に関する防災教育の手引について

大野委員長：　続いて，報告・協議６，自然災害に関する防災教育の手引について，事務当局から説明してください。

池田豊かな心育成課長：　報告・協議６でございます。

この手引については，１の「作成の趣旨」にございますとおり，文部科学省の有識者会議の最終報告や，本県における広島県地域防災計画の修正などの新たな動きにより，防災教育の見直しが求められていたことから，平成24年７月に，広島県実践的防災教育総合支援事業推進委員会を設置し，有識者及び関係機関等の協力を得て，作成することとしたものでございます。

内容につきましては，２，「手引の概要」にございますように，広島県の自然災害に関する防災教育について，その目標，内容及び指導上の留意点を示すとともに，各校種別の具体的な指導案を盛り込んでおります。

具体的な例でお示ししたいと思います。冊子の33ページを御覧ください。中学校３年生の学級活動における指導案で，神石高原町内の旧油木町で発生した，昭和47年の豪雨災害の写真を取り上げております。生徒たちに，我が町で実際に起きた災害を視覚的にも理解させることで，防災意識や危機対応に関する意識を高め，自他の生命の尊重や助け合いの精神・態度を身に付けさせる授業の組み立てとなっております。

また，49ページ以降におきまして，東日本大震災の被害を踏まえ，津波防災に係る啓発資料や緊急地震速報に対応するための行動訓練の実施手引書などの各種参考資料を掲載しております。

この手引を平成25年３月18日けで，県内全ての小・中・高，特別支援学校に配布しておりますことから，今後，県立学校の校長会や市町の教育長会等を通じて，積極的な活用を働きかけていくこととしております。また，県教育委員会におきましても，防災教育の担当者会議や防災教育の取りまとめ役となることが多い保健主事を対象とした研修会などにおいて活用することとしております。

こうした取組を通じて，本県の児童生徒に，自然災害等の危機に際して，主体的に判断・行動できる力を培うとともに，将来，地域のリーダーとして防災活動を進めていく態度を育成して参りたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願いします。

大野委員長：　ただ今の説明に対して，御質問又は御意見等ございますか。

佐藤委員：　中学校の教育課程だったと思いますが，各地各様の過去の歴史の中での災害を学ぶ機会を設けるというように，事前に配付された資料の中でお見受けしたのですが，小学校にも当然そういう歴史上のことを教える場があってしかるべきだと思いますし，よくあるのは，それが民謡に残っていたり，地域の伝統芸能の中に生かされたりしていますので，単に怖いということではなくて，それは，なぜそういうものに伝わっているのかという背景を知ったり，理解していただけるような教育内容，指導内容も取り入れていただきたいということをお願いします。

池田豊かな心育成課長：　この指導案を決める経過の中で，まず，県内全て小・中・高等学校及び特別支援学校に，これまで学校で行われた防災教育に関する指導事例を出していただきました。その中で，選定会議を行いまして，視点を３つ定めて指導案等を選定し，工夫，改良を加えました。その観点は，１つは，自然災害を知るということ，２つ目は，こうなった時に，どう動けばいいのかという，対処行動を知る。そして，３つ目が，先人の経験に学ぶという観点を入れて指導案を選んだところでございます。小・中・高等学校及び特別支援学校，それぞれに，今の３つの視点を設けた指導案を掲載しております。

二宮委員：　防災教育について，小学校等の耐震化のことを議論する時に，ふと感じたことがベースにあるんですけれども，広島県という地域は，非常に住みやすいし，安心・安全が確保されているような地域で，恵まれていると思いますね。その結果，地震についても，ないだろうということで判断があった。でも，防災教育というのは，耐震化と違って，全国どこでも，私たちは生活しなくてはいけないですね。だから，広島県は，安心な町，本当にいい町だと思いますが，私も千葉県に住んでみたり，いろいろしてみると，やはり揺れるんですよね。ふと考えると，子どもたち，お父さん，お母さんも含めて，全国いろいろなところに，これから住むかもしれないと考えた時に，広島県の先生にお願いしたいのは，広島にいると安全だと錯覚してしまう。でも，子どもたちや先生も含めて，

全国いろいろなところで住む時には，そこには共通したリスクと，それから，その土地特有のリスクというか，気を付けなくてはいけない部分があるという意識を，やはりしっかり持ってもらって，本気でやってもらわないと，何か安心してしまったような，知識だけになってしまうということでは，子どものためにならないのではないかということを，ふと感じるようになりましたので，蛇足ですけれども，よろしくお願いしたいと思います。

池田豊かな心育成課長：　教育に携わる者として，東日本大震災を受けた時に，大川小学校の悲劇と，それからもう一つは，釜石の奇跡と言われることがありましたが，子どもが，そういう災害があった時に，主体的に行動できる力，やはりこの自主性を教育の中で育てていくことが大切だと思います。そのことが後々は，やはり我が地域，我が町を守るという，防災活動のリーダーという資質を高めていくことにつながればと思っております。今後しっかり取り組んで参りたいと思います。

細 川 委 員：　二宮先生がおっしゃったものにつけ加えまして，平成22年に庄原市で集中豪雨による多大な被害が出ました。私どもの従業員の実家が実は全壊をいたしました。その時に従業員の兄が，たまたま家に帰っていて，外を見たら，もう軽トラが流れていたというような状況を聞きました。あの時，たしか庄原格致高校から被害を受けられた所を写真を撮って，それが中国新聞に載ったと思いますけれども，お風呂でシャワーをやっているようにそこだけ雨が降っているという写真が載りました。そういう地元で被害に遭った方，命からがら逃げられた方，ガスボンベのチェーンにつかまって助かったという方，そういうことを体験された方の声みたいなものを，学校でのこういう教育の時においでいただいて，お話していただく場面があればと思います。集中豪雨は，どこでも起こることで，地震や津波ばかりではないので，そのようなことも御配慮いただければというように思います。

池田豊かな心育成課長：　実際に体験された方の言葉で，気持ちや思いを聞くということは，大変いい学習になると思います。指導案と併せて，教育内容の充実に努める中で，その点はやっていきたいと思います。

佐 藤 委 員：　記載されているかもしれませんが，雷については，割と災害であると感じないような，日頃暮らしている中で起こる危険な状態ですので，是非，指導をしていただきたい。高い木の近くには，絶対行くなとか，いろいろなルールがあると思いますので，そういうことも含めてお願いします。

大野委員長：　貴重な御意見を先生方からちょうだいしましたので，よろしくお願いします。

私の方から，やはりこういうものを作って安心しないでほしいと思います。手引書を作ったから，広島県の子どもたちは安全だと思ったら大間違いです。行動につながる手引にしなければいけません。したがって，訓練はしてください。学校で，もしこんなことが起こった時には，こうするんだぞという訓練を，それぞれの学校でやって，それぞれの自主的な判断がどれだけ大事かということを，総合的な学習の時間とか，いろいろなことを使ってもいいと思いますよ。先ほど御意見があったような，実体験ですとか，そういったものを伺いながら，是非とも，この手引を行動につながる手引にしていただきたい。

それと，できれば，地域の皆さんと一緒に守らなければいけません。子ども達だけというよりも，子ども達には，こういう手引書を渡して，こんな教育をしておりますから，ということを，保護者の皆さんにももちろんですが，地域の皆さんにお知らせした上で，一緒に行動をとれるように呼びかけていく。これは，知事部局の危機管理監のお仕事になるのかもしれませんけれども，是非とも，情報を共有化して，そういった教育に役立てていただきたいということを意見として申し添えておきたいと思います。

池田豊かな心育成課長：　子どもたちの命を守るということの点において，今後とも，防災教育を一層充実させていくように取組を進めて参りたいと思います。貴重な御意見ありがとうございました。

大野委員長：　それでは，以上で本件の審議を終わります。

**報告・協議７　特別支援学校における技能検定の実施について**

大野委員長：　続いて，報告・協議７，特別支援学校における技能検定の実施について，事務当局から説明してください。

山下特別支援教育課長：　報告・協議７の特別支援学校における技能検定の実施について御説明を申し上げます。

資料１ページの１，趣旨を御覧ください。特別支援学校高等部に通う知的障害のある生徒の就労を支援するため，学校や広島ビルメンテナンス協会等の関係企業団体と連携して，本県独自で開発した認定資格に基づく技能検定を，平成23年度に初めて清掃，接客の２分野で実施し，平成24年度は全国初となる５分野で実施いたしました。実施に当たりましては，検定会場の提供や運営スタッフとして学生に協力していただくなど，広島大学教育学研究科に多大な御協力をいただきました。

２，技能検定の実施状況等を御覧ください。分野の欄にございますとおり，清掃，接客，ワープロ，流通・物流，食品加工の５分野を実施いたしました。５分野の受検者総数は，延べ913人で，このうち863人が級の認定を受けております。

認定方法につきましては，評価表に基づき，できたことを評価して，審査員が１級から10級までの区分で級を認定いたします。参考といたしまして，別紙で流通・物流分野の評価表を添付いたしております。また，２ページに流通・物流技能検定の様子を写真で掲載しておりますので，こちらも御覧ください。

平成23年度，平成24年度と連続して清掃又は接客の検定に挑戦した者のうち，８割以上に級の上昇又は高水準の維持がみられました。また，受検者数の増加とともに，知的障害の程度等の実態も幅広くなってきております。これらのことから，各学校において，知的障害のある生徒一人一人に応じた効果的な指導が行われ，知識や技能の習得だけでなく，主体的に学ぶ意欲や態度の育成が進んでいることがうかがえます。

３，技能検定のアンケート結果を御覧ください。受検者及びその保護者に行ったアンケートの結果からの抜粋でございますが，「受検してどうでしたか」という質問に対し，「とてもよかった」，「よかった」という肯定的な回答の割合は，生徒が88.1％，保護者が95.4％でございました。また，保護者からは，受検の前と後で変わったこととして，「悔しい気持ちやうれしい気持ちが芽生えており，大きな成長に驚いている」などの回答がございました。指導する教員からは，「生徒の新たな可能性を発見でき，教員の意識改革につながった」などの意見がございました。

４，企業の評価でございます。清掃分野の広島ビルメンテナンス協会関係企業からは，「一つの雇用市場として期待が大きい。即戦力になる生徒もいる」，また，広島県スーパーマーケット協会関係企業からは，「協会として各企業に技能検定のことや障害者雇用のことを広げていきたい」といった御意見をいただいております。

５，今後の計画でございますが，平成25年度は５つの分野をそれぞれ上期，下期の年２回実施し，生徒のスキルや意欲等の向上を図るとともに，知的障害のある生徒の就労への理解が進むよう，企業に参加を呼びかけ，生徒の取り組んでいる様子を直接見ていただく機会を増やしたいと考えております。

以上で説明を終わります。

大野委員長：　ただ今の説明に対して，御質問又は御意見等はございませんか。

細 川 委 員：　先日，三原特別支援学校へ学校訪問に行かせていただきました。その折に感じたことですが，三原特別支援学校は，すばらしい研修施設をお持ちです。しかしそれは，県内には全部が揃ってはいないというようにお聞きしました。他の特別支援学校について，そういう設備が十分ではないということがあるとしたら，研修について，特に何か配慮されているということがあったりするのでしょうか。

山下特別支援教育課長：　特別支援学校では，児童生徒数の増加に伴いまして，特別教室を普通教室に転用しているような状況もございます。したがいまして，特別教室が十分でないという状況がある中，清掃の実習であれば，地元の市役所等の公共施設に出向き，そちらで実地研修を行うなど，工夫をして進めており，先方からも喜んでいただいたり，生徒に励ましをいただいたりということもございます。

細 川 委 員：　もう１点ですが，５の今後の計画の中に，課長から御説明がございましたが，生徒の企業への就労の可能性について理解が進むよう，企業に参加を呼びかけ，生徒の様子を直接見ていただく機会を増やすというところで，各地の商工会議所等経済界への働きかけとかいうようなものは，どのような状況ですか。

山下特別支援教育課長：　特別支援学校の所在する地元のそういった関係団体の方々を，学校がお招きし，実際に学校に来ていただいて，生徒の学習する様子，練習する様子を見る機会を設けているというのが現状でございます。県全体で同じような歩調でという取組まで，まだ進んでおりませんので，やっている学校とやっていない学校があるという状況がございます。したがいまして，私どものところで，企業の加盟している団体，法人等に直接働きかけることによりまして，県が行う技能検定に，より多くの方に御参加いただきたいと考え

ております。

細 川 委 員：　是非そういう商工会議所や経済団体にもお声がけいただいて，卒業生が一人でも多く就労できるように，御努力いただければというように思います。

大野委員長：　御意見として承っておきます。

二 宮 委 員：　２つありまして，１つは，広島県は，非常に早い時期からこのことに取り組まれて，先進県になりますが，全国的にこういう形で取り組む県は，増えてきているのでしょうか。

　それと，２点目は，延べ913名の生徒が受けて，863名の人が認定を受けたということですけれども，こういう技能検定の級の認定を受けるためには，幾つかの発達が支援されてこないとうまくいかないのだろうという前提に立ちますと，どの分野も認定を受けることができなかったという生徒さんが，やはりいるのですかね。その生徒さんは，今後どうなるのですかね。つまり，一生懸命，一人一人に合った指導をすると，必ず何かの認定が受けれるようになるという方向で，明るく考えることができるのか。つまり，誰がどうやって，誰に受けさせているのかということですね。それを少し配慮することもそろそろ必要かなと思います。

山下特別支援教育課長：　１点目の他県状況ということでございますが，現在，私どものところで調べている範囲では，これまでに18の府県から，広島県に対して資料提供やいろいろな御質問等をいただきましたけれども，この中から，現在分かっている範囲では，３つの県が広島のものを参考にして，取組を始められたとお聞きしております。

　それから，２点目でございますが，実態の幅広い中で，全ての生徒が対象になるのかどうか，なりにくい生徒でも今後なるのかといったことでございますが，この技能検定は，主に知的障害特別支援学校の教育課程の中に，職業教育に係る作業学習というものを設定しておりまして，そちらを中心に指導をしましたり，あるいは放課後や空き時間を利用して指導，練習しているものでございます。この作業学習の中身が，進路希望等によりまして，教育課程にバリエーションを持たせているということで，この技能検定に向けた取組を重点的にやる生徒と，それから，もう少し生活面の自立を図り，進路先に行った時に自分の徹底した意思を周りの人に伝えたり，自分でできる範囲の生活技能を発揮するということを目指すといったような教育課程の類型がございますので，そういう教育課程に合わせながら，この技能検定の中身を取り入れて指導を進めているところでございます。

二 宮 委 員：　２番目の質問で，私が重要だと思うのは，一つも認定を受けれないという生徒がいた場合に，やはり一つでも認定を受けてもらうのがいいですよね。そのように考えた時に，更にもう１年挑戦する際に，認定を受けることができるのでしょうかという，その辺の発達というものをどう捉えていったらいいんだろうかということですね。

山下特別支援教育課長：　今御説明申し上げている県の技能検定は，県教委が主催して，全県から生徒が集まって行うものですけれども，これに向けた検定として，校内で，よりステップを細かにした検定を実施し，そこに参加したことを校長が表彰したりしております。例えば，パソコン室に自分で行って，パソコンの前に座るであるとか，スイッチを自分で入れられない場合は，近くにいる人に自分から依頼することができるであるとか，そういったような，より細かな目標設定を行った上で，校内で検定を実施し，肯定的な評価を生徒にしているということで取り組んでいただいております。

大野委員長：　とてもすばらしい実績につながりつつあるというように思っております。広島で学んで良かったと思える日本一の教育県の創造を，この特別支援教育の，こういった分野では実現しているということで，他県の皆さんからも注目を浴びているということを意識して，やはりこの認定資格が実のあるものとして，卒業生を企業へ送り込んだ時に，さすがこの認定を広島県教育委員会で受けた子だけあるという評価をたくさんちょうだいできるようにして，これがいい循環になるように，是非とも育てていきたいと思いますので，意見として申し添えておきたいと思います。

佐 藤 委 員：　就労支援ということから考えますと，企業サイドからしたときに，県の認定試験で，それぞれの級が認定されますが，例えば，清掃であれば何級だったら採用してもいいな，面接をしましょうかというような，一つのガイドライン的にも使っていかないと，先ほど細川委員がおっしゃられましたけれども，いろいろな企業さんに採用をお願いするに当たっても，まずは，その人の取得されている認定級を参考にされることによって，より多くの企業が興味を持っていただきやすいだろうと思いますが，そういったガイドライン，例えが悪いかもしれないけれども，共通１次試験のような，この技能検定におい

て何級が一つの目安で，今あなたの実態は，何級だから，もう少し頑張っていきましょうねとかいう，それぞれの分野における合格ラインと言ったらおかしいけれども，そういうことは，可能なのですか。

山下特別支援教育課長：　清掃分野の例でいいますと，平成23年度と平成24年度で計３回実施したわけですけれども，実際に就職した者の状況を見て，大体何級の生徒がそういった関連企業に就職しているといったようなデータベースを，今作成している最中でございます。また，各分野に対応する部会というものがございまして，そこに企業の方からも委員に入っていただいておりますので，部会でこうした認定状況から読み取れるガイドラインのようなものが，設定できるかどうかといったような中身について，検討していくことが可能かなと考えております。

佐 藤 委 員：　それだけのオーソライズされたというか，みんなから認められた技能検定に育てていただければ，知的障害の生徒さんたちも，就労の機会がもっと増えてくるだろうと思いますので，お願いいたします。

二 宮 委 員：　今の議論ですけれども，企業の方からは，そういう目安があればということですが，でも，障害者雇用促進という観点からいけば，私は，必ずしもそれがクリアになって，受験資格みたいに使われてしまうこと自体は，理解を深めていただくという点で，すごくいいことだと思いますし，信頼していただいて，それなら安心して本社にもという気持ちを，経営のトップの方々に理解していただく，そういう気持ちを持っていただくということは，とてもいいことだと思いますけれども，これがちょっと心配なのは，何か級にこだわり過ぎて，それ以外の人というのは，人間性も豊かだし，物の作業の仕方によっては，十分に働いていただけるだろうと思うにもかかわらず，何かこの級が目安になり過ぎてしまって，そういう人たちのチャンスを奪ってしまうことの危険性というか，そういう部分に，もう少し心を向けて，理解してもらって，人を見てくださいということを，やはり言い続けていかないと，それは，企業ですから，私みたいなものが言ってもおしかりを受けるのかもしれませんけれども，しかし，お願いする側からいえば，そういうことも，やはりお願いしていって，この人なら雇いましょうと言っていただけるような就職支援といいますか，そういうものをやっていかないと，何か議論がかみ合わなくなっていってしまうのではないかなという，心配といっても変ですけれども，水を差すようで申し訳ないのですが，そういう気持ちになったということは，御理解いただきたいと思います。

佐 藤 委 員：　二宮委員の御心配は，分かるのですが，今まさに就労支援は，各学校でされておられることで，ただ，その限界が当然のごとくあって，それ以外で告知し，就労を頼むためには，ある一定の基準が備わってますよということは，非常に大切なことだと思います。企業サイドは，障害者雇用の法律がありながらも，あえて罰金を払ってでも，雇用をしてない企業はたくさんありまして，だけれども，そういうところに向かって，大丈夫ですよと言える一つの基準をクリアされた状態だということを通知することも，今までやってなかったことでプラスアルファの部分だと私は思いますが，これも意見でございます。

山下特別支援教育課長：　そもそも，この技能検定を考えました時に，例えば，知的障害のある人の場合は，いきなり採用試験でなく，ＪＳＴが企業に実習をお願いし，一定期間の実習を経て，これであればということで採用を検討していただくというプロセスですので，まず最初に，ＪＳＴが企業に行った時に，この生徒の良さは，こういったところにありますということをまずは説明するその一つとして，技能検定の基準を活用できるといいのではないかということもございました。当然実習の中で，スキルは低いけれども，頑張る気持ちがすごいといって評価していただいたり，実際，平成24年度は，重度の知的障害のある生徒，２名ですけれども，技能検定をこつこつ受け続けて，最終的に清掃の方で就職したり，それから介護施設の中で，お茶出し等がとても心がこもっていて良いということで，そういったところに就職が決まったりということで，スキルの度合いだけではなく，総合的に評価していただいて採用されたケースがございますので，そういう生徒の良さを説明をするといったところで，有効に活用していければと考えております。

大野委員長：　ありがとうございます。

それでは，以上で本件の審議を終わります。

報告・協議８　平成24年度全国体力・運動能力，運動習慣等調査の結果について

大野委員長：　続いて，報告・協議８，平成24年度全国体力・運動能力，運動習慣等調査の結果について，事務当局から説明してください。

石井ｽﾎﾟｰﾂ振興課長：　報告・協議８といたしまして，平成24年度全国体力・運動能力，運動習慣等調査結果について御報告いたします。

お手元の資料は，３月22日に文部科学省が公表した，平成24年度全国体力・運動能力，運動習慣等調査の結果の概要でございます。

この調査は，全国的な子どもの体力の状況を把握・分析することによって，子どもの体力の向上に係る施策の成果と課題を検証し，その改善を図るなどのために，文部科学省が，全国の国・公・私立学校の小学校第５学年及び中学校第２学年の児童生徒を対象に，抽出調査で実施したものでございます。本日は，本県の公立学校における調査結果の概要をお示ししております。

この調査は，１の表に記載しておりますとおり，全国の国・公・私立学校のうち，小学校では，18.8％の4,237校，中学校では，18.4％の2,176校を，それぞれ抽出して実施されております。このうち，本県の公立学校は，右にありますとおり，小学校116校，中学校61校が対象となっております。

次に，本県の公立学校における調査の結果の概要でございます。裏面の別紙を御覧ください。

総合的な体力水準の高さを表す体力合計点，表の右端に体力合計点と記載しておりますが，小学校第５学年の男子・女子，中学校第２学年の男子・女子，いずれも県平均は，前回，平成22年度の調査結果を上回っており，着実に体力・運動能力は向上しております。なお，平成23年度は，東日本大震災の影響で調査が行われませんでしたので，22年度の調査結果との比較でお示ししております。また，県平均と全国平均との差の欄を設けておりますが，前回調査に続いて，県平均は，いずれも全国平均を上回っております。

次に，テスト項目別に県平均と全国平均を比較しますと，小学校第５学年は，男子・女子ともに，握力が全国平均を下回っておりますが，握力以外は，全国平均を上回っております。中学校第２学年では，９つのテスト項目のうち，県平均が全国平均を上回った数が，男子は５項目，女子は７項目となっております。

この調査結果の詳細につきましては，今後，分析を行い，子どもの体力向上に関する施策に反映していきたいと考えております。

また，11月の教育委員会会議において，平成24年度広島県児童生徒の体力・運動能力調査（速報）について御説明いたしました際に，二宮委員から，体力と基礎学力との関係について御質問をいただきましたので，これに関して御報告させていただきます。

本県の児童生徒の体力・運動能力調査と「基礎・基本」定着状況調査の結果から，小学校第５学年と中学校第２学年で，体力合計点と「基礎・基本」定着状況調査の平均通過率の関係について，市町ごとにみたところ，体力合計点が高い市町にあっては，平均通過率も高く，体力合計点が低い市町にあっては，平均通過率も低いという傾向がうかがわれました。また，小学校第５学年に比べて中学校第２学年の方に，よりその傾向がみられると思われるものでした。

引き続き，知・徳・体のバランスのとれた児童生徒の育成に向けて，当課といたしましては，体力向上の取組を一層充実させていきたいと考えております。

報告は以上でございます。

大野委員長：　ただ今の説明に対して，御質問又は御意見等はございませんか。

二 宮 委 員：　先の発言を受けて，真摯に調査していただきまして，ありがとうございました。

そのことがさらにどういう意味を持つのかはわかりませんけれども，そういうことを，更にまた研究してみていただければ，大変ありがたいのではないかと思いますので，よろしくお願いいたします。

佐 藤 委 員：　今の二宮委員の御質問に対してお答えをいただいて，それがまた，何かの資料として出されることは考えておられるのでしょうか。というのは，やはり体力が向上すれば，基礎学力も向上していくんだということが，明確になるようなことがあれば，より一生懸命，体育を頑張れよということにもつながるでしょうし，逆は真なりで，よく勉強できる子は，体力もあるというわけではないでしょうが，そこら辺の相関関係というのは，難しいかもしれないけれども，何か資料として開示されることは可能でしょうか。

石井ｽﾎﾟｰﾂ振興課長：　この度，初めて本県の児童生徒体力・運動能力調査と「基礎・基本」定着状況調査の結果を，市町ごとにみてみました。これを市町ごとではなく更にブレークダウンするとなると，調査には，たくさん時間かかると思いますし，我々としては，この傾向があるということが明らかになったことを手がかりに，体力も学力も，そして徳育の面も，総合的にバランスのとれた児童生徒が育成されていくように関係課と連携しながら取組を進めて参りたいと考えております。公表するということは，特に今のところ考えておりません。

大野委員長：　よろしいですか。
　ほかに御質問又は御意見ございますか。

（　な　　し　）

大野委員長：　それでは，以上で本件の審議を終わります。
　続いて，先ほど公開しないと決定した議案について審議を行いますので，傍聴者の方は退席をしてください。

（15:00）